



平成27年6月1日施行
 令和2年6月30日から危険行為に妨害運転が追加されました。

自転車運転者講習制度

悪質・危険な自転車運転者を対象とした講習制度です。

自転車で危険行為(15類型)を反復
 (3年以内に2回以上)した方

違反のほか交通事故
 の場合も含まれます。

公安委員会による「受講命令」

命令に従わず受講しないと5万円以下の罰金！

自転車運転者講習の受講
 「ルールとマナーの再確認」

講習時間3時間
 受講料6,000円



宮城県警察

受講義務の対象となる危険行為(15類型) ※「法」～道路交通法

- | | | |
|---|--|--|
| <p>① 信号無視
法第7条違反</p> | <p>⑥ 遮断踏切への立入
法第33条第2項違反</p> <p>踏切の遮断機や警報器が
作動している間に踏切に
立ち入る行為</p> | <p>⑪ 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反</p> <p>指定された自転車通行部分や
歩道の車道寄り部分を徐行し
ない行為、歩行者の通行を妨
げることとなる場合における一
時停止違反</p> |
| <p>② 通行禁止道路(場所)の通行
法第8条第1項違反</p> <p>道路標識等で自転車の通行が
禁止されている道路や場所を
通行する行為</p> | <p>⑦ 左方優先車の妨害・
優先道路通行車の妨害等
法第36条違反</p> <p>交通整理の行われていない交差
点で左方から接近する車両の進
行を妨害したり、優先道路等の通
行車両等の進行を妨害する行為</p> | <p>⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
法第63条の9第1項違反</p> <p>ブレーキを取り外したり、
ブレーキ性能が不良な自
転車で走行する行為</p> |
| <p>③ 歩行者用道路における歩行者妨害
法第9条違反</p> <p>自転車の通行が認められてい
る歩行者用道路で歩行者を妨
害したり徐行しない行為</p> | <p>⑧ 右折時における直進車
や左折車の通行妨害
法第37条違反</p> <p>交差点で右折する際に、そ
の交差点を直進及び左折し
ようとしている車両等の進行
を妨害する行為</p> | <p>⑬ 酒酔い運転
法第65条第1項違反</p> <p>飲酒運転は自転車も禁止
です。</p> |
| <p>④ 歩道通行や車道における右側通行等
法第17条第1項、第4項
又は第6項違反</p> <p>歩道または路側帯と車道の区
別がある道路での歩道通行、
車道での右側通行、道路右側
の路側帯を通行する行為</p> | <p>⑨ 環状交差点における
安全進行義務違反等
法第37条の2違反</p> <p>環状交差点内を通行する車両
等の進行を妨害したり、環状交
差点に入る際に徐行しない
行為</p> | <p>⑭ 安全運転義務違反
法第70条違反</p> <p>ハンドル、ブレーキ等を确实
に操作せず、また、他人に危
害を及ぼすような速度や方
法で運転する行為</p> |
| <p>⑤ 路側帯における歩行者通行妨害
法第17条の2第2項違反</p> <p>自転車が通行可能な路側帯
で歩行者の通行を妨害する
行為</p> | <p>⑩ 指定場所での一時不停止
法第43条違反</p> <p>一時停止標識等を無視して
交差点へ進入したり、交差道
路を通行する車両等の進行
を妨害する行為</p> | <p>⑮ 妨害運転
法第117条の2の第11項</p> <p>他の車両を妨害する目的で、
当該他車両等に道路におけ
る交通の危険を生じさせる
行為</p> |

※ 携帯電話で通話したりイヤホンで高音量の音楽を聴きながら運転する行為は宮城県道路交通規則で禁止(5万円以下の罰金)されています。このような運転をして事故を起こした場合は、安全運転義務違反になることがあります。